

委員および一般からのご意見

委員から流域委員会への意見、指摘（2006/6/13～2006/7/4）
委員からの意見はありませんでした。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2006/6/13～2006/7/4）

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
705	リバープロジェクト木村俊二郎氏	06/07/04	「周回遅れとなった「淀川モデル」」が寄せられました。別紙705-1をご参照下さい。
704	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	06/07/04	「利水・水需要管理部会の「湯水」審議について」が寄せられました。別紙704-1をご参照下さい。
703	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/07/03	「『委員会パンフを歪めるもの』＝「意見書を踏まえた基礎案の概要」について」が寄せられました。別紙703-1をご参照下さい。
702	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/06/29	「『基本高水 偽造』＝川上ダムの怪しさ＝」が寄せられました。別紙702-1をご参照下さい。
701	伊賀・水と緑の会 代表 森本博氏	06/06/20	「最終意見書への要望（利水についての集中審議）」が寄せられました。別紙701-1をご参照下さい。
700	高木伸治氏	06/06/13	「著作物の利用について」が寄せられました。別紙700-1をご参照下さい。

受付配付資料

公開会議にてすでに配布済みの下記のご意見については、資源節約の観点から「受付配付資料」として受付にて配布しています。ご希望の方は受付にてお受け取りください。

委員から流域委員会への意見、指摘（第50回委員会（06/04/24）以降）

No.	委員名	受取日	内 容
011	今本博健委員	06/05/11	「淀川水系流域委員会はいま何をすべきか」が寄せられました。別紙011-1をご参照下さい。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（第50回委員会（06/04/24）以降）

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
699	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/05/12	「淀川水系流域委員会//考 その2」が寄せられました。別紙699-1をご参照下さい。
698	永末博幸氏	06/05/12	「琵琶湖の治水について（今本委員）」に対する意見が寄せられました。別紙698-1をご参照下さい。
697	リバープロジェクト木村俊二郎氏	06/04/25	「意見提出および傍聴者発言に関する提案」に対するご意見が寄せられました。別紙697-1をご参照下さい。
696	細川ゆう子氏	06/04/25	「淀川流域委ウォッチャーズ 7（060424版）「委員長、部長投票は、新たな一歩」」が寄せられました。別紙696-1をご参照下さい。

周回遅れとなった「淀川モデル」

リバープロジェクト

木村 俊二郎

住民意見の反映が評価された。

新河川法に加わったのは二つ、一つは「環境」であり、もう一つは「住民の意見の反映」であることは今更いうまでもない。「環境」は今や時代の趨勢であり、またどこまで実施するかがはあるとしても順調に経過しているといえる。

もう一つの「住民意見の反映」は、長良川での経験を生かして、遠慮がちに忍び込ませた条項であって、その後順調に実績をあげているとは言いがたい。

淀川水系流域委員会が世間から大変評価されたのは、新河川法に基づいて地域住民の意見を反映することに真正面から取り組んだからにほかならない。「淀川モデル」とは地域住民の意見を反映させるための仕組みを創ろうとしたことではないか。

具体的には「地域の特性に詳しい委員」として各支流4人の人を選び、その中には主婦層の意見を代弁できると思われる人を委員にし、地域活動というよりはむしろ同好会的な組織の代表をも委員に加え、また本来なら委員にはなり得ない若い人も委員に名を連ねた。この結果、猪名川部会では11人の委員中4人が「地域の特性に詳しい委員」で占められるというこれまでにない委員構成になっていた。その他の地域部会でも、「地域の特性に詳しい委員」が1/4近くになっている。この委員構成が「淀川モデル」として世間から大変評価されたのだ。

ところが第二次の流域委員会になって「地域の特性に詳しい委員」という名称は消え、女性は研究者2人を残して総て姿を消し、高齢者も減ったが若い世代から選ばれていた人もいなくなった。委員構成では「淀川モデル」はすでに崩壊していると言っていいだろう。

具体的な審議の内容はどうなのだろうか。住民参加部会が先日1年以上の空白のあと開催された。幸い委員長は「住民意見の反映について意見を述べることは忘れてはいなかった。が審議内容は極めてさびしいものだった。委員長が再々にわたって意見を促したのにもかかわらず、このテーマに対して委員からの積極的な意見はたった一つも聞くことが出来なかった。唯一住民参加部会で審議しようというテーマは「河川レンジャー」だけだった。(河川レンジャーについては後述する。)住民参加部会で議論しなければならないのは「住民意見の反映」の仕組み創りではないのか。委員の皆さんは「河川レンジャー」に貴重な時間を消費していいのか。

このテーマは大変大きなものであり、またこれまでに議論した例が少なく、その先が見えてこないことが審議を阻害していることはよく判る。難しいからといって避けて通ったのでは何のための流域委員会のなのか。特に工学関係者の多い河川管理者にとってこの問題へのアプローチは大変困難なものである。このテーマこそ広く英知を集め、試行錯誤を繰り返しながら一定の方向を見出す努力が欠かせない。このテーマこそ淀川水系流域委員会の大きな使命なのではないのか。広くいろいろな方面からの議論していただきたい。

基本的な骨格を示せ - 「河川レンジャー」

第一次淀川水系流域委員会は「住民意見の反映」に対して二つ提案した。一つは「河川レンジャー」であり、もう一つは「対話集会」だった。この二つとも提案内容もその後の検討も甚だ不十分なものだ。「対話集会」は総括も行われていないし、「対話集会」それ自体に対する流域委員の関心は極めて低かった。丹生ダムをめぐる対話集会の第一回、第二回には流域委員のただ一人も見なかった。委員会は委員の出席を控えるように伝えているのかと思い確認に行ったほどだった。委員会で流域委員の関心の低さを指摘した委員もいた。住民参加部会では実施された「対話集会」の示唆に富んだ内容を点検してみる必要があるのではないかと。その中からしか「対話集会」あるいは「対話集会に変わる何か」は出てこない。

地域部会で報告された「河川レンジャー」の実施方法のばらつきはひとえに流域委員会の無責任さの現れそのものだ。流域委員会が提案した以上基本的な骨格を委員自らの手で書き下ろし、文書で明確に示すべきではないのか。各事務所の担当者は流域委員会の議論の経過などを熟知しているとは限らないのだ。「自らの手で書く」というのが淀川水系流域委員会ではなかったのか。「河川レンジャー」は流域委員会が基本的な骨格を提示し、各事務所が現地に適応した形で実施すればいい。流域委員会では活動をモニターするなかで問題があれば流域委員会で審議するということが十分だ。これが唯一の今後1年かけてやるべきテーマではさびしい限りだ。

最も私は「河川レンジャー」制度には疑問を持っている。いまなぜ行政と住民の間にダミーが必要なのかよくわからない。数年前に比べ住民の行政に対する発言力は飛躍的に伸びているし、また行政は住民感情を肌で感じるべきである。地方自治体の人たちはその機会は十分あるが、国交省は最近でこそ説明会や対話集会などで、ホームページなどで意見を求めるようになって住民と直接触れ合う機会が増えてきているものの、これまで住民と直接接するということは少なかった。「河川レンジャー」制度が本格的に運用されるようになると、住民意見の集約を「河川レンジャー」が実施するようになり、河川管理者が住民の意見を肌で感じるものが減ってしまうことを恐れている。「河川レンジャー」は行政と住民を隔離することにはならないのか。この制度ははなはだ疑問である。

特に「河川レンジャー」が行政側の広報活動の尖兵にならないか、あるいは行政の防波堤にならないかということにも危惧をもっている。制度というものはできあがると一人歩きする。防災担当の「河川レンジャー」がダムの必要性をPRして歩いたらどうなるのか。また「河川レンジャー」が住民意見を集約するということになれば、レンジャーの意図が意識しなくて入ってくることはなしとしない。情報はメディア（媒体）を通す度に劣化するものだ。現に国交省OB氏が防災担当のレンジャーとして活動している。国交省OBが務める「河川レンジャー」が、国交省の広報マンや防波堤になるであろうことは容易に想像がつく。この歯止めはかけなければならない。十分な議論を期待している。

住民参加部会こそ淀川水系流域委員会の核に

以上いろいろ述べてきたが「住民意見の反映」が十分機能するシステムが出来上がるなら21世紀の河川管理方法は完成するのである。長良川の経験をいかし、遠慮がちにそっと忍び込ませた「住民意見の反映」を橋頭堡として、住民意見の反映の仕組み創りを目指すべきではないか。河

川管理にあたって、住民意見反映の新しい形を構築することが淀川水系流域委員会の最大の使命だと思う。

委員の皆さんには周回遅れとなった「淀川モデル」を一新し、新たな「淀川モデル」を構築するために十分な議論をつくしていただきたい。それこそが住民参加部会に課せられた最も重要な役割だと思う。住民参加部会の委員の皆さんは歴史的な変革の重大さを認識し、その変革を実施できる場にいることの自覚を持っていただきたい。住民参加部会が淀川水系流域委員会の核となって新たな河川管理のシステム「淀川モデル」を構築してこそ後世その名を残すことになるだろう。委員各位のより一層の努力と奮起を期待したい。

淀川水系流域委員会殿

利水・水需要管理部会の「渇水」審議について

平成 18 年 7 月 2 日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

6 月 25 日の利水・水需要管理部会を傍聴し、審議が活発化していることを嬉しく思っておりますが、「渇水」問題につき私達の意見を申し述べます。

1) 「河川法第 53 条の 2」

6 月 25 日の部会審議の中で荻野部会長から河川法についての適切な指摘がありました。それは、平成 9 年の改正において同法第 53 条に「53 条の 2」(渇水時における水利使用の特例)が書き加えられ、渇水時に大阪市などの水利権に余裕のある団体が、余裕の無い団体に自ら進んで融通する道が講じられたにも拘わらず、この条文についての河川管理者の認識が極めて希薄であるとして、近畿地方整備局に注意を促されたのでした。誠に適切な指摘であり、もし近畿地方整備局がこの条文の主旨を良く弁えていたならば、「利水安全度の低下」を理由に大阪府に新たな水資源開発を迫る姿勢を取ることは無かったでしょう。

2) 「農水」を含めた検討

私たちはこれまでに 2 度、淀川下流部の農水に関する意見書を貴委員会に提出しています。

a) 第 9 回委員会 (H14,3,30) 「丹生ダムと渇水シミュレーション」

b) 第 4 回水需要管理WG (H14,8,19) 「(淀川下流部) 農業水利権の問題点」

中でも前者は特に渇水に関係の深い内容を含んでいるのですが、どう云う訳か「委員会ホームページ」に掲載されておりませんので、今回再度、資料添付させていただきました。この中で特にご覧頂きたいのが「資料 2」と「資料 5」のグラフです。(因みにこれらの元資料は平成 14 年 2 月 1 日の第 7 回委員会において河川管理者から流域委員会に提示されたもの＝「淀川水系・利水の現状と課題」)。

ご覧の通り、「資料 2」では農水を含めず、本来の「確保可能量」(確保可能流量)から淀川下流部の 6 件の農水水利権全量に相当する流量を差し引き、都市用水(上水・工水)のみで検討しているため(→因みに、この点は今回の河川管理者提示資料においても同じ)、昭和 44 年から平成 10 年までの 30 年間の内、7 年において確保可能量が日最大取水量を下回るとしています。しかし淀川下流部における農水は、私達の調査(→上記 b))でも、また朝日新聞記事(資料 4)においても水利権

量の半分程度しか取水していませんから、これでは適正な検討とは言えません。そこで私達が「資料2」のグラフに農水の水利権量、取水量を上乗せしたものが「資料5」であり、この場合は同じ30年間で確保可能量が日最大取水量を下回るのは2年のみとなり、しかも不足量は僅か4 m³/s程度でしかありませんから、これなら「節水」または「大川・神崎川維持流量の6%だけのカット」で容易にクリア出来ることとなります。河川管理者は農水の取水実態を把握していないことを口実に、淀川の全体像を直視しようとしていないと言わざるを得ません。

なお、河川管理者の言う「日最大取水量」は、本来利水者ごとに発生月日の違う最大取水量値を単に単純合計したものの可能性がありますので、この際、この点も明らかにして頂きたいと思います。

3) 「丹生ダム」の場合の「異常渇水」について

丹生ダムの「渇水対策容量」は上記のような通常程度の渇水ではなく、琵琶湖水位が利用低水位（BSL-150cm）を切ろうかという、人の一生に一度あるかどうかの「異常渇水」を対象としたものですが、6月25日の部会傍聴では、この「異常渇水」についての審議が不十分との印象を持ちました。この日の配布資料「意見記入シート」の「丹生ダム」の項では、“河川管理者の言う異常渇水の概念の曖昧さ”を指摘するに止まっています。しかしこの問題については、私達がこれまで再三に渡って意見書を提出して来ましたように、「大川維持流量カット」についての踏み込んだ審議が不可欠です。

なお、異常渇水問題については琵琶湖の「補償対策水位（BSL-200cm）」の活用も選択肢としては有りますが、しかし上流（琵琶湖）にばかり負担を押し付けるのではなく、異常渇水という非常事態においては、「取水制限+維持流量カット」という形で下流も協力すべきというのが私達の考えです。

(以上)

意見発表2番 関西のダムと水道を考える会（発表者 野村東洋夫氏）の説明資料 その1

「丹生ダム と 渇水シミュレーション」

(関西のダムと水道を考える会)

（「資料1」をご覧ください）

ご承知のとおり、「丹生ダム」には、大阪府営水道への利水や高時川の洪水調節などと並んで、「異常渇水時の緊急水補給」というダム目的があり、これに4050万m³という大きな貯水池容量が当てられています。

この委員会においても、去る2月1日に近畿地方整備局より、淀川の利水についての詳細な説明があり、シミュレーションを用いて淀川の渇水の脅威が強調されたことは、委員の皆様のご記憶に新しいことと思います。

整備局はこの説明によって、暗に「丹生ダム」の「緊急水補給」を正当化しようとしたものと私達は理解しておりますが、しかしこの時に配布された資料「淀川水系 利水の現状と課題」を詳しく検討し、直接、整備局に出向いて質問もさせて頂いた結果、この資料の中のシミュレーションにおいては、淀川下流部の農業用水が正しい形で取扱われていないことに気が付きました。

そこで今日は、この中の2つのシミュレーションに絞って、主として農水の角度からお話させていただきます。

（「資料2」をご覧ください）

先ず「淀川下流部のシミュレーション」ですが、ここでは整備局は近年30年間のシミュレーションを行い、昭和44年から平成10年までの気象条件が今、再び発生した場合には、30年の内、7年については、淀川下流部の確保可能水量が現在の日最大取水量を下回ってしまうとしています。

しかし良く見ますと、このシミュレーションは上水と工水の、いわゆる「都市用水」のみを対象にしたものであり、農水が外されています。整備局への質問を通して分かったことなのですが、

（「資料3」をご覧ください）

整備局は淀川下流部において6件の慣行水利権を認めているものの、これらからの取水報告を受けておらず、シミュレーションにおいては、これらの水利権全量を予め確保可能量から差引いてしまい、残った確保可能量と都市用水の日最大取水量とを比較しているのが、先程のグラフです。

ご承知の通り、淀川下流部ではこの50年間に農地の宅地転用がドラスティックに進行し、今や農地面積はピーク時の4分の一にまで減少している中で、河川管理者が農水の取水状況を掴んでいないとは正に驚きですが、ただ、最近では、水利権の更新時に1998年の状況について利水者からの申告を受けており、

(「資料4」をご覧ください)

これによれば、この年の値として、水利権量が日量で145万 m^3 、最大取水量が80万 m^3 とあります。つまり、この年のピークの日においても、水利権量の55%しか取水されていなかったことが分かるのですが、さて、先程のグラフにこれらの値を載せてみるとどうなるでしょうか。それが次のグラフです。

(「資料5」をご覧ください)

当然、日最大取水量も農水の分だけ増加しますが、それ以上に確保可能量が伸びることにより、第1位、第2位を除いた5年については、確保可能量が日最大取水量を上回ることが分かります。第1位、第2位も、あと4 m^3/s 程度で日最大取水量に届きますから、これなら大川・神崎川への維持流量の6%だけをカットすることで容易に確保出来ます。因みに、整備局は平成6年渇水の折には、維持流量を最大50%までカットしております。

以上の通り、農水を含めた本来の形でのシミュレーションを行えば、淀川下流部での渇水の脅威は消滅します。そもそも丹生ダムの緊急水補給の目的は、琵琶湖ではなく、淀川下流部での異常渇水に対応することですから、以上のことだけを見ても、このダム目的が不当であることは明らかです。

(「資料6」をご覧ください)

実は「昭和14年から16年の琵琶湖渇水シミュレーション」についても先程と同様に、農水の問題が内包されています。

2月1日の整備局の説明の中で、“壊滅的な渇水被害”として最も強く強調されたのがこのシミュレーションで、この時の渇水こそが、過去80年間における既往最大の渇水であり、今後もし、同じ気象条件が再来すれば、淀川下流部における現在の取水量からして、たとえ水利用の調整や維持流量のカットを行ったとしても、琵琶湖水位は、BSL-1m64cmまで低下し、これを利用最低水位である-1m50cmに抑えるためには、ダムからの9100万 m^3 の補給が必要として、暗に丹生ダムの緊急水補給の必要性を示唆しています。

これに対する私達の反論は、第1点としましては、先程述べましたように、緊急水補給というダム目的が琵琶湖水位の維持のためのものではないということなのですが、第2点としましては、実はこのシミュレーションにおいても先程と同様の誤りがあり、農水を正しく取扱うことで、利用最低水位をクリアすることも可能であると云うことです。即ち、私達の質問に対する整備局の回答によれば、このシミュレーションにおいても、淀川下流部での農水の取水について、5月15日から9月15日までの「かんがい期」においては、水利権全量が取水されるものと見なしているとのことであり、このグラフにおいて最も急激な右肩下がりを示している部分が、正にこの「かんがい期」に当たるのですが、この部分

を先程と同様に、平成10年の日最大取水量で計算すれば、水位低下は-1m52cmで止まるのです。それでも尚不足する2cmについては、平成6年渇水の時のように、維持流量を9日間だけ50%カットすることでクリアできますし、

(詳しい計算は「資料7」をご覧ください)

或いは、このような時こそ、琵琶湖総合開発で対策が施されている-2mまでの補償対策水位を適用すべきではないでしょうか。

以上、整備局の2つのシミュレーションを見て来ましたが、その内容は、農水の取扱いに大きな欠陥を持った誠に不適切なものと云わざるを得ず、到底、丹生ダムの緊急水補給というダム目的を正当化し得るものではありません。

更に言えば私達は、シミュレーションはシミュレーションとして、やはり、僅か8年前のあの平成6年大渇水において、勿論、関係者の大変なご努力のあったことは承知しておりますが、結果として、淀川下流部の被害が極めて軽微なもので済み、琵琶湖の水位も-1m23cmで下げ止まったという事実をこそ、何よりも重視すべきであると考えております。

(以上)

淀川水系流域委員会
第9回委員会 (H14.3.30)
資料1補足2-2

資料1

意見発表2番 関西のダムと水道を考える会 (発表者 野村東洋夫氏) の説明資料 その2

(丹生ダム) 貯水池容量配分 (洪水期)

大阪府営水道への利水	4 7 0 0 万m ³
淀川沿川地域の異常渇水時の緊急水補給	4 0 5 0 万m ³
高時川の洪水調節	3 3 0 0 万m ³
その他 (京都・阪神への利水など)	2 2 5 0 万m ³
計 (有効貯水容量)	1 4 3 0 0 万m ³

(2月1日「香泉会」資料)

淀川水系流域委員会
第7回委員会 (H14.2.1)
資料 2-1※

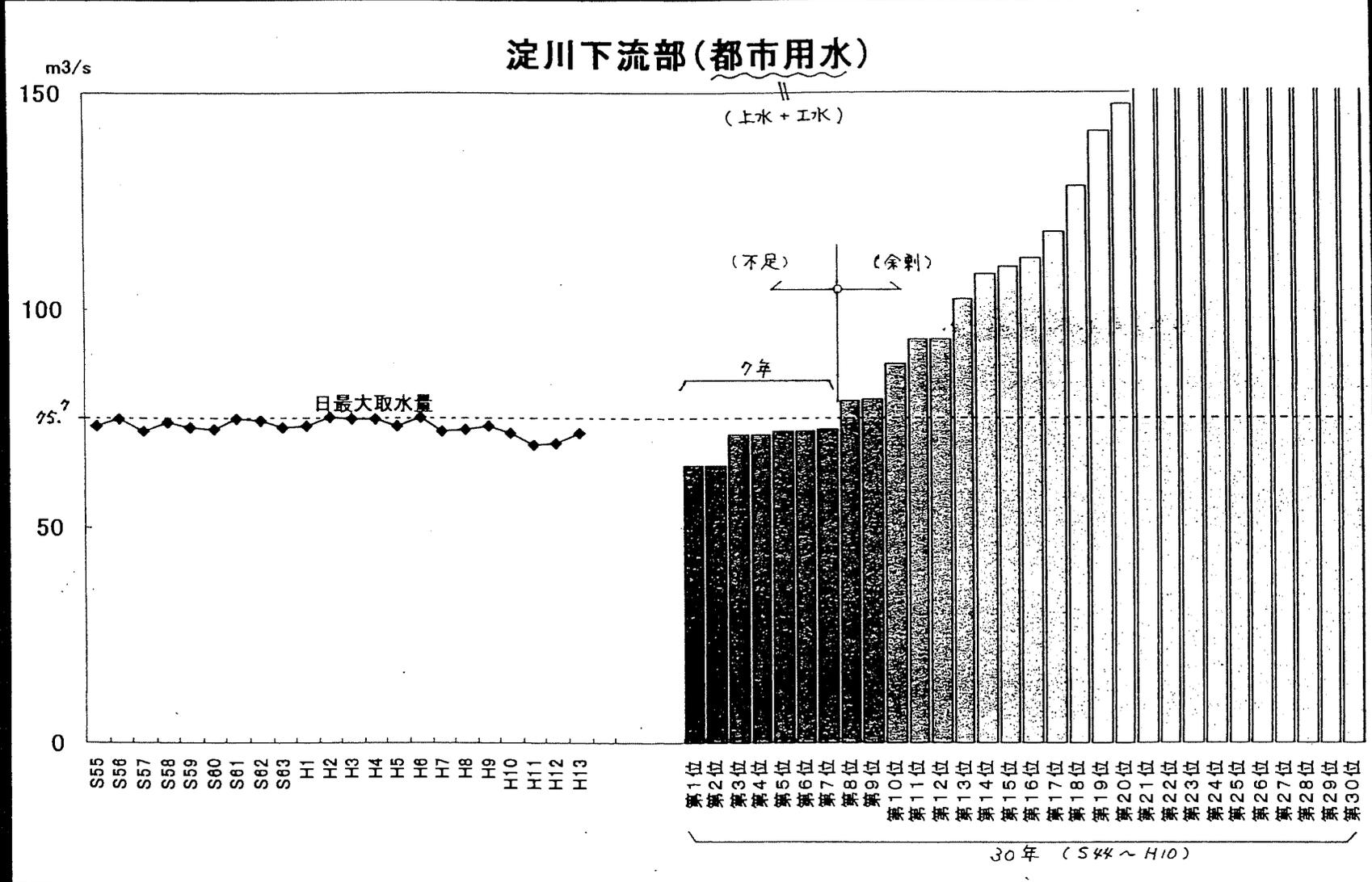
検討課題についての説明資料
(河川管理者〔近畿地方整備局〕からの提供資料)

「淀川水系 利水の現状と課題」

1. 現時点の水需給計画
2. 水利用実績
3. 淀川の渇水と渇水調整
4. 現在の施設の水供給(確保)能力
5. 水需要抑制(節水)の可能性
6. 環境用水
7. 課題と今後の対処方法

資料2

6. 取水実績と確保可能量の関係

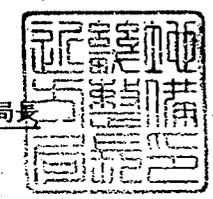


資料3

国近整総情第356号
平成14年 1月17日

行政文書不開示決定通知書

関西のダムと水道を考える会
代表 野村 東洋夫 様



近畿地方整備局長

平成13年12月19日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
水利使用者からの平成12年度月別取水量報告書(淀川三川合流から下流の農水6件)
- 2 不開示とした理由
水利使用者から報告がなされていないため不存在

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

(6件の慣行水利権)

(淀川下流部) 農業用水(農水)の水利権

(H12年度)

1、御殿山土地改良区(枚方市)	0.322	m ³ /s
2、淀川左岸用排水管理組合 (枚方・寝屋川・守口・門真など8市)	7.775	
3、五領用水(高槻市)	2.150	
4、神安土地改良区(高槻・茨木・摂津・吹田市)	4.257	
5、五久揚水機(摂津市)	0.330	
6、河原揚水機(摂津市)	0.410	
(計)	15.244	m ³ /s

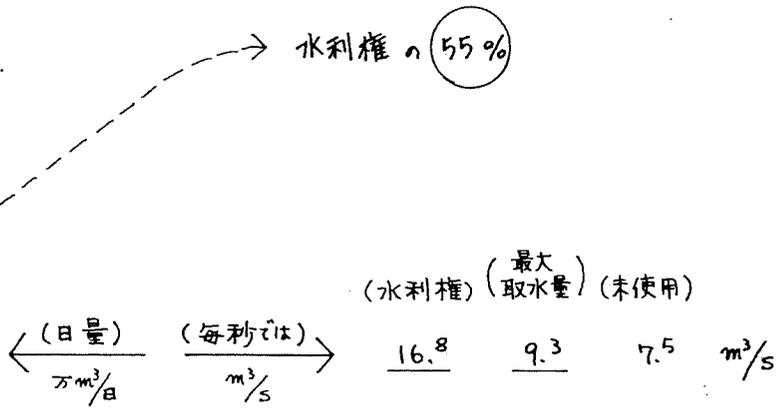
704-8/12

資料 4

淀川の水利権 (万m³/日)

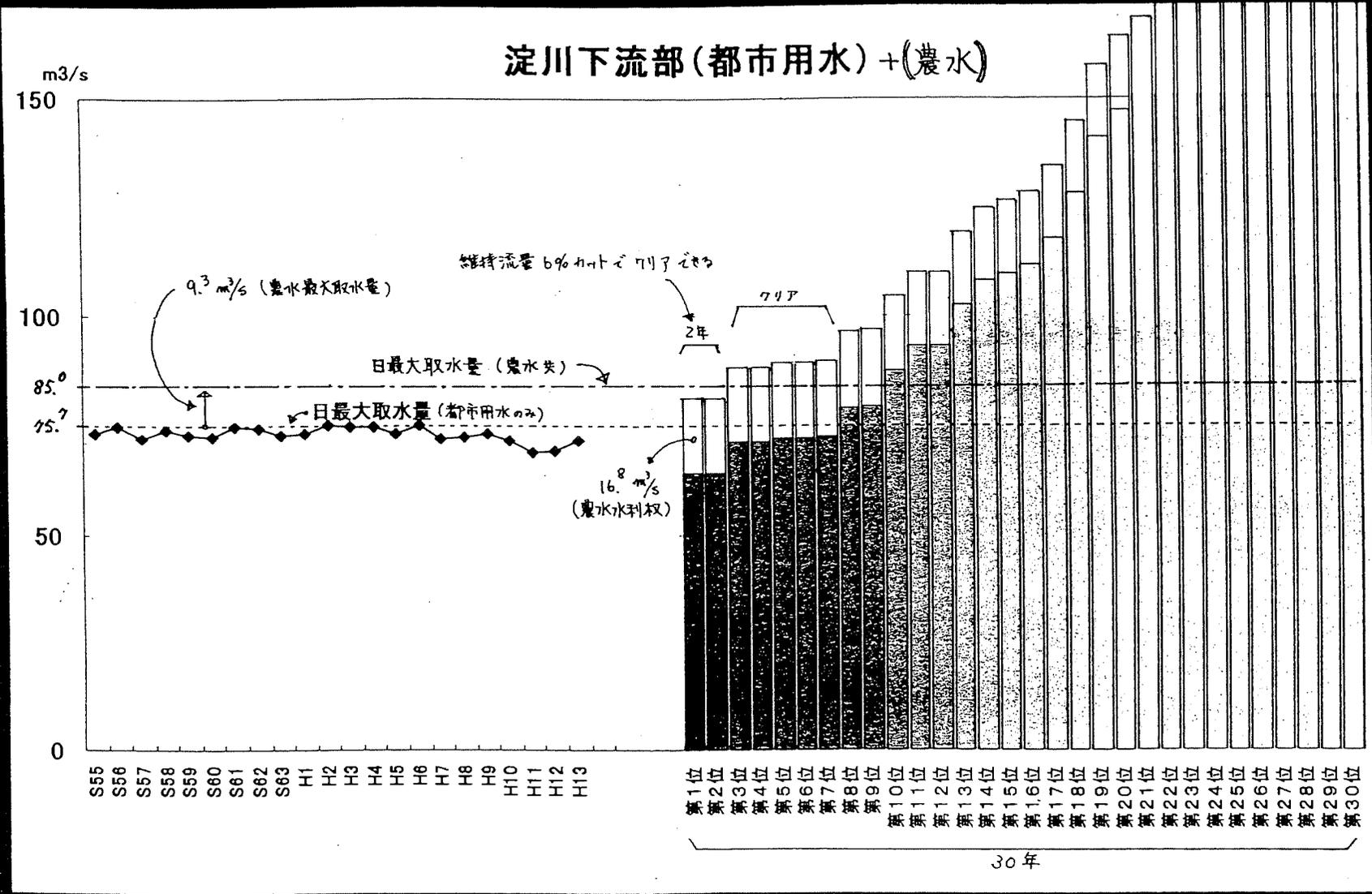
	(水利権)	(最大) 取水量	(未使用)
総計	1007	724	282
上水計	648	532	117
大阪府	223	204	19
大阪市	268	197	70
守口市	6	6	0
枚方市	13	13	0
寝屋川市	1	1	0
吹田市	3	3	0
西宮市	1	1	0
阪神水道	119	95	25
尼崎市	9	6	2
伊丹市	5	5	0
工業用水計	213	113	100
大阪府	84	52	32
大阪市	31	15	16
大阪臨海	16	7	9
神戸市	11	8	3
尼崎市	26	16	10
西宮市	5	4	1
伊丹市	4	4	1
私企業	36	6	30
農業用水計	145	80	65

(注)建設省のデータなどをもとに作成。上、工水の取水量は97年度、農業用水は98年度で、コンマ以下は四捨五入。



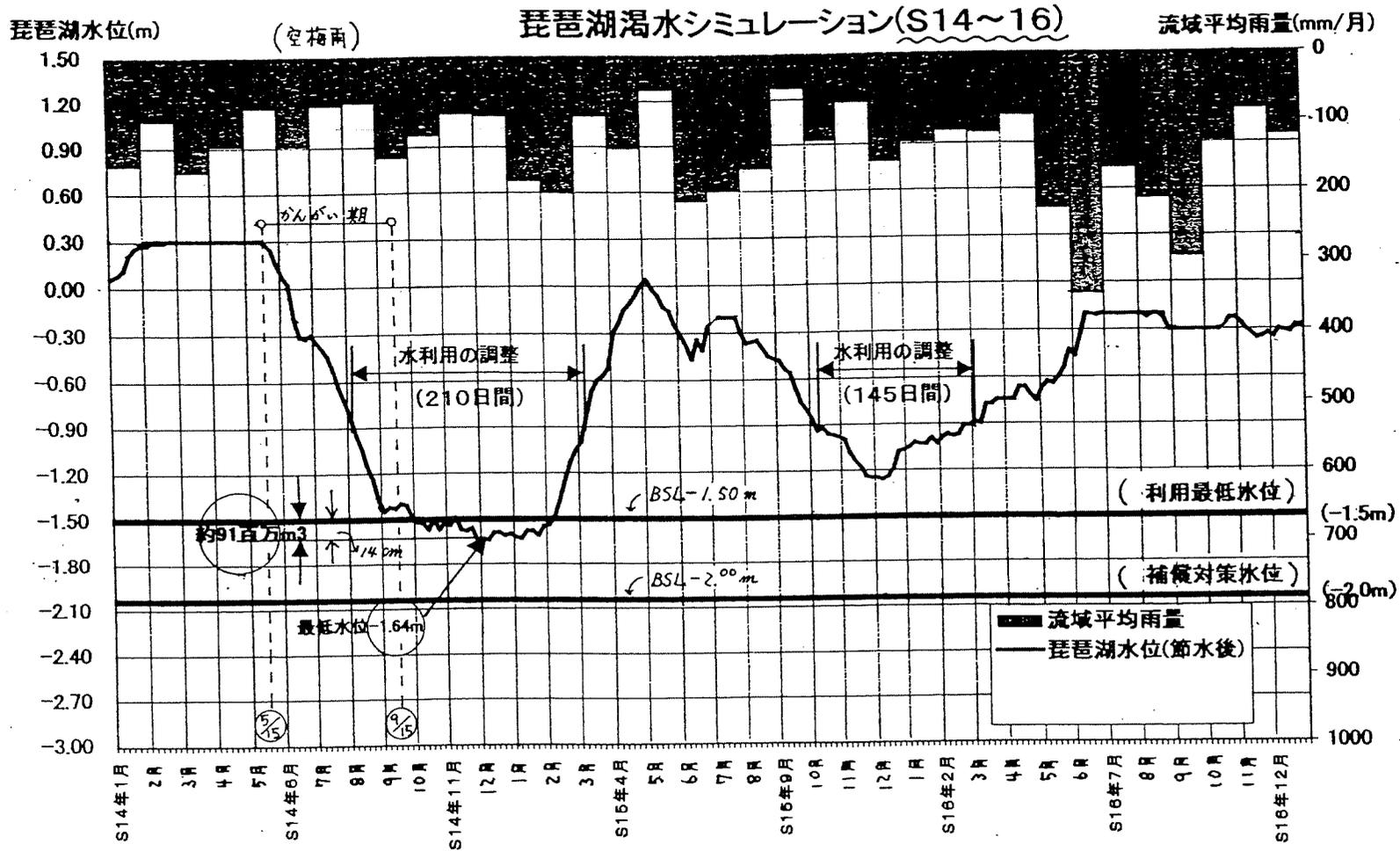
(出典) 朝日新聞
(1999. 10. 17)

6. 取水実績と確保可能量の関係



3. 壊滅的な渇水被害対応の施設整備(貯水容量の確保)

現時点の水利用で、水利用の調整を行った場合の琵琶湖の状況



「琵琶湖水位の上方修正」

(BSL-164cm \Rightarrow BSL-150cm)

(目標) そのためには“かんがい期”における淀川下流部での取水量を

9, 100万 m³以上減らせばよい(第1ステップ) 整備局の誤った設定を修正する

整備局は、淀川下流部の農水は、かんがい期(5/15~9/15)の124日間、水利権全量が取水されると設定している

$$124日 \times 145万 m^3 = 17,980万 m^3$$

しかしこれは過大であり、H10年の日最大取水量で計算すれば

$$124日 \times 8.0万 m^3 = 9,920万 m^3$$

両者の差はなんと、8,060万 m³因みに、これに由る琵琶湖水位の上昇は

$$8,060 m^3 \div 674 km^2 (\text{琵琶湖面積}) = 11.95 cm (\text{約} 12 cm)$$

$$(BSL-164 cm) + 12 cm = \underline{BSL-152 cm}$$

(第2ステップ) 僅かに不足する水量($9100 - 8060 = \underline{1040万 m^3}$)は、維持流量でカバーする

整備局のシミュレーションでは、維持流量カットを最大で30%としているが、これを、H6年渇水時に行ったように50%カット(但し9日間だけ)とする

$$70 m^3/s (\text{維持流量}) \times (50\% - 30\%) = 14 m^3/s$$

$$14 m^3/s \times 86,400 \text{秒} (1日) \times 9日 = \underline{1,090万 m^3}$$

(合計) $8,060万 m^3 + 1,090万 m^3 = \underline{9,150万 m^3}$

(目標達成!)

『委員会パンフを歪めるもの』

= 「意見書を踏まえた基礎案の概要」について =

06.7.3

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

淀川水系流域委員会は2006年1月、パンフ「新たな河川整備を目指して」を発行した。委員会誕生から満5年になるに当り、その活動の軌跡をとりまとめると共に、「新しい河川整備のありかた」についての委員会の考え方、新しい計画策定の手順、審議の形を示すことにより、この「淀川モデル」と自らが称える「改革的取組みの実態」を全国に伝え、敷衍することを希望している。 [寺田委員長の巻頭の「ごあいさつ」を要約]

しかるに、P.10から始まる「意見書を踏まえた基礎案の概要」と題する中では、特に「委員会意見書」の記述を極端に簡略化してしまうことを中心に、正しい要約になっていず、P.11などは突っ鼻から、基礎原案がいかに文句なしに立派なもののように感じさせる工夫をしているのである。<資料 A1>を見、<資料 A2~A4>と比較して頂きたい。(A2~A4は要約などはない「基礎原案および基礎案と意見書との対比シート」である。)

「新たな川づくりの方向性について」言うならば、<資料 A2>はじめにある「意見書における記述」などは、初めから記載されるべきであり、「基礎原案の内容は河川法改正の趣旨に沿っており、また、流域委員会の提言をよく反映しており高く評価できる。」とは、単に、要約上の行過ぎなどと言うものではなく、上に述べているように「意図的な筆がなす」所為である。

「意見書」では幾つかの具体的な案の表現に限って評価しており、以下の文言のように、基礎原案の内容全てを誉めてもいないし、批判や要望は数々ある。ここに示す「対比シートからの参考資料は僅かなので、読者には第30回委員会(H16.6.22)資料3 1「淀川水系河川整備計画基礎原案および基礎案と意見書との対比シート」で、詳細に把握して頂ければ有難いと思う。

次の「浸水被害を軽減する」の内容で意図的に基礎案を改竄したとするなら、これは罪が重い。<資料 B1>参照。意見を受け<資料 B3>、「浸水被害を解消」と記述していた基礎原案は、議論の後、「浸水被害の軽減」に目標を統一し、基礎案で改められたもので、このパンフで前に戻す下地作りでもする気なのか、意図がよく読めない。

利水<資料 C1>についても、意見書のところで、<資料 C2>の意見書における記述にある「水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。」をはじめ、「精査確認の時期への説明不足」や「基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下

回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。誰もが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。」などの重要な指摘を全く欠落させたまま、「水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。」「利水については、河川管理者だけの責任ではないことは理解できるが、」などと、他でも事ある毎に河川管理者を免罪するかのように、責任を薄めるかのように、作文を行っている。この作文者は明らかに河川管理者の守旧派に阿ね、媚び諂っているのだ。

そうして、流域委員会の意見書を軽く扱い、その重味を消している。ダム計画について<資料 D1～D5>も同類である。

委員会はこのパンフについて調査を徹底し、何故このような事が起こるのか究明し、反省もして貰いたい。パンフの訂正も、当然必要な事は言うまでもない。「淀川モデル」が泣いているのだ。

■ 新たな川づくりの方向性について

基礎原案

◆ 河川整備の基本的な考え方

環境、治水、利水、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点にたつて、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。

- ① 「生態系が健全であつてこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。
- ② 洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。
- ③ 水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。
- ④ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。

◆ 順応的な計画

河川整備計画にとりまとめる施策は、今後の社会状況の変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、現状認識・基本的な考え方・方針の変更を含めて、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴く等、所定の手続きを経て、随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである。

意見書

- ◆ 基礎原案の内容は河川法改正の趣旨に沿っており、また、流域委員会の提言をよく反映しており高く評価できる。*△[そこ迄は言っていない。]*
- ◆ これらの計画をいかに早く具体化するかが問題である。流域委員会は意見書の中でそれを支援するための方策を数多く提案しており、河川管理者が住民、自治体と協力しながら、実現に向かって進んでいくことが重要である。

△[記述を簡略化し過ぎ。]

基礎案

◆ 流域と一体の対応と住民参加

環境、治水、利水、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点にたつて、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。

- ① 「生態系が健全であつてこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。
- ② 洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。
- ③ 水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。
- ④ 河川の利用は、自由使用の原則のもと、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。

◆ 順応的な計画

河川整備計画にとりまとめる施策は、今後の社会状況の変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、現状認識・基本的な考え方・方針の変更を含めて、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴く等、所定の手続きを経て、随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである。

基礎原案	基礎案	意見書における記述
<p>たる水没を伴い地域社会に大きな影響を与えた。</p> <p>4)わたしたちは安全で快適で豊かに暮らすため、流域の中で水循環系にさまざまな変化を与えてきた。すなわち、自由奔放な川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、その水は下水道を通して川に戻している。さらに、都市流域においては地表を住宅やアスファルト舗装で覆い、洪水の流出形態まで変えてしまった。</p> <p>あらゆる人間活動が、水循環系に対し変化を与え、河川の間、治水、利水に影響を与えている。</p> <p>5)河川敷の利用については、沿川の市街化並びに人口増加に伴い、河川敷以外でも設置可能なグラウンド等のスポーツ施設が整備され、これらが河川の間や生態系へ影響を与えてきた。</p> <p>6)以上のような環境、治水、利水、利用の課題は、相互に関連していることを十分認識して対応しなければならない。また、これらの課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。</p> <p>○これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生き、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。</p> <p>この際、「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施する。</p> <p>○洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。</p> <p>○水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また、水需要の抑制を</p>	<p>たる水没を伴い地域社会に大きな影響を与えた。</p> <p>4)わたしたちは安全で快適で豊かに暮らすため、流域の中で水循環系に様々な変化を与えてきた。すなわち、自由奔放な川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、その水は下水道を通して川に戻している。さらに、都市流域においては地表を住宅やアスファルト舗装で覆い、洪水の流出形態まで変えてしまった。</p> <p>あらゆる人間活動が、水循環系に対し変化を与え、河川の間、治水、利水に影響を与えている。</p> <p>5)河川敷の利用については、沿川の市街化並びに人口増加に伴い、河川敷以外でも設置可能なグラウンド等のスポーツ施設が整備され、これらが河川の間や生態系へ影響を与えてきた。</p> <p>6)以上のような環境、治水、利水、利用の課題は、相互に関連していることを十分認識して対応しなければならない。また、これらの課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力し健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。なお、見直しを行う場合には、これまでの経緯に十分配慮する。</p> <p>○これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生き、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。</p> <p>この際、「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施する。</p> <p>○洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。</p> <p>○水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また、水需要の抑制を</p>	<p>意見書における記述</p> <p>これまでの河川整備では治水および利水に重点がおかれ、生態系や水質の保全など河川環境に対しては十分な配慮が欠けていた。提言では、川づくりの理念の変革を求め、「自然は自然にしかつくりたくない」、「川が川をつくる」ということを認識して、淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて、1960年代前半頃までの河川環境を目標とした今後の河川整備を行うことを求めた。</p> <p>基礎原案では、「変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を目標」とし、「今後の河川整備では『川が川をつくる』を手伝うという考え方を念頭に、湖や河川の連続性の修復をめざし、多様な形状をもつ河川への復元をはかる」としている。また、これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う」と明言している。河川環境を大きく改変するダム計画についても、「事業中のダムについてさらに詳細な調査・検討を行い、その間の工事を必要最小限のもの以外は着手しない」としている。これらはいずれも従来の河川整備の考え方とは異なる画期的な判断であり、高く評価できる。(2 河川環境)</p> <p>河川の「利用」は、環境・治水・利水の課題と密接に関係しており、基礎原案においてこれらが「相互に関連していることを十分認識して対応する」とした河川管理者の認識は提言がめざした方向とよく一致している。また、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を河川利用の基本とするとしており、「河川生態系と共生する利用」の普及に役立つものとして高く評価したい。</p> <p>川を自然に戻す、すなわち川の再自然化は今後の河川管理の重要課題の一つであり、「川が川をつくる」営みの場を川に保証することを「新たな河川利用の理念」として取り組むことが望まれる。</p>

計画策定 4章

基礎原案	基礎案	意見書における記述
4. 河川整備の方針	4. 河川整備の方針	
4. 1 計画策定、実施のあり方	4. 1 計画策定、実施のあり方	
<p>4. 1. 1 対象範囲</p> <p>本計画は、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第16条の2に基づき、淀川水系の指定区間外区間(大臣管理区間)を対象に定めるものである。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p>	<p>4. 1. 1 対象範囲</p> <p>本計画は、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第16条の2に基づき、淀川水系の指定区間外区間(大臣管理区間)を対象に定めるものである。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p>	<p>基礎原案では、河川整備計画の対象範囲として、「淀川水系の指定区間外区間(大臣管理区間)を対象にし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及し、沿岸海域への影響も視野に入れる」としている。</p> <p>提言あるいは基礎原案が目指す「<u>新たな河川整備計画の理念</u>」を具体化するには、<u>指定区間外区間(以下、大臣管理区間)を対象にするのみでは不十分であり、指定区間・流域について「言及する」だけでなく、関係省庁・自治体等に積極的に働きかけるなどして、淀川水系全域に適用するようしなければならない。</u>なお、「沿岸海域への影響も視野に入れる」としたことは適切であり、大阪湾の埋立事業などにも積極的に関与する必要がある。</p>
<p>4. 1. 2 対象期間</p> <p>本計画の対象期間は、概ね20～30年間とする。</p>	<p>4. 1. 2 対象期間</p> <p>本計画の対象期間は、概ね20～30年間とする。</p>	<p>基礎原案では「本計画の対象期間は概ね 20～30 年間とする」としているが、社会の変革が著しい現状では概ね適切と判断する。</p>
<p>4. 1. 3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携</p> <p>河川管理者は河川に関する情報の積極的な収集と解りやすい情報を発信し、住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー(仮称))の役割も期待される。</p> <p>また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周知な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p> <p>特に指定区間の河川整備計画策定については各自自治体が行うが、その際、本計画と整合が取れているよう、連携、調整する。</p>	<p>4. 1. 3 情報の共有と公開、学識経験者、住民との連携・協働、自治体・関係省庁との連携</p> <p>河川管理者は河川に関する情報の積極的な収集とわかりやすい情報を発信し、学識経験者、住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。</p> <p>今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から学識経験者、住民・住民団体との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー(仮称))の役割も期待される。また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p> <p>さらに、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周知な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p> <p>特に指定区間の河川整備計画についてはそれぞれの河川管理者が策定するが、その際、本計画と相互に整合が図られるよう、連</p>	<p>基礎原案では、「河川に関する情報の積極的な収集と解りやすい情報を発信し」、「住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける」としており、従来の河川行政の姿勢から一歩前進したといえる。しかし、住民にあらゆる情報を速やかに公開するだけでなく、住民意見を河川整備に反映させる努力がさらに必要である。</p> <p>今後の河川整備について、基礎原案では、「計画の検討段階から関係住民、住民団体等との連携を積極的に行い、合意形成に向けて日常的に信頼関係を構築していくことが重要である」としている点は大いに評価できる。この役割の一つを「河川レンジャー(仮称、以下仮称を省略)」に期待しているが、その機能を十分果たせるような仕組みを検討し、住民あるいは流域委員会の意見を十分尊重するよう要望する。(1 河川整備計画策定・推進)</p> <p>「住民参加」は、住民と行政の協働型の望ましい川づくりを構築するうえで必要不可欠である。これには計画段階から推進に至る過程で、実効ある住民参加が保証されることが基本である。</p> <p>基礎原案では、「今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民および住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等をつねに確認する。また、合意形成をめざして、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効にはかるためには、問題が生じた時だけでなく、日常</p>

<p>る。 特に指定区間の河川整備計画策定については各自治体が行うが、その際、本計画と整合が取れているよう、連携、調整する。</p>	<p>する。 特に指定区間の河川整備計画についてはそれぞれの河川管理者が策定するが、その際、本計画と相互に整合が図られるよう、連</p>	<p>担等をつねに確認する。また、合意形成をめざして、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効にはかるためには、問題が生じた時だけでなく、日常</p>
--	--	---

	<p>携、調整する。</p>	<p>的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(「河川レンジャー」の役割も期待される)」としている。このように河川管理者は、提言に示した住民参加の趣旨を真摯に受けとめ、実質的な住民参加のあり方をめざして模索しながら真剣に努力しており、大いに評価できる。</p> <p><u>基礎原案には住民参加の手続きが多く取り入れられてはいるが、その多くは「住民意見を聴く」などまだ形式的なものであるといわざるをえない。住民参加を実効あるものとするためには、河川管理者が「これからの川づくり」に住民参加が不可欠であることを正しく理解・認識して、その理念を明確に示すことが望まれる。</u></p> <p>なお、今後さらに検討・改善されるべき課題は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民参加を形骸化させないため住民参加のあるべき大綱を明示する。 ②住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法を提示する。 ③実効性ある住民参加をめざし対話集会を積極的に開催し改善していく。 ④パートナーシップ構築の担い手を育成するため住民の自律による川づくりのための意識向上活動を積極的に支援する。 ⑤住民間のネットワーク構築のための基盤整備を行う。 <p>(9 住民参加)</p>
--	----------------	--

《浸水被害を軽減する》

基礎原案

◆狭窄部上流の浸水被害の解消

桂川 狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。

木津川上流 狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るための上野遊水地を継続実施する。既往最大規模の洪水による浸水被害解消のため、川上ダム等流域内貯留施設について検討する。

猪名川 狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。

◆琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

宇治川 琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。

瀬田川 琵琶湖からの放流量を増大させるため、流堀から鹿渡深谷までの河床掘削を継続実施する。琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿渡深谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。

瀬田川流堀の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川流堀のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。

意見書

◆狭窄部はいずれも「当面は開削しない」として、開削するかのような希望を与えてきたこれまでの姿勢を改めたことの意義は大きい。目標としているが、解消は不可能であり、実現できるのは軽減だけ

◆「既往最大規模の洪水」による浸水被害の解消を目的とした理由、また、浸水被害の「軽減」ではなく「解消」とした理由は記載されたい。

◆浸水被害の解消の対策として検討されている各ダムは、基礎原案では、いずれも調査検討を継続しており、その結論によって対策の検討内容を変える必要がある。

〔ダム事業未確定なことから代替案や流域別対策を積極的に検討すべきである〕

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民・住民団体が連携して、1)自分で守る、2)みんなで守る、3)地域でまもるの各項目について検討・実施する。また、河川管理者が河川改修や遊水地などの流域内貯留施設の実施・検討を行い浸水被害の解消・軽減を目指す。

◆狭窄部上流の浸水被害の軽減

桂川 狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。

木津川上流 狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るための上野遊水地を継続実施するとともに、越流堤の構造について詳細な検討を行う。既往最大規模の洪水を対象に浸水被害軽減対策として川上ダム等流域内貯留施設について検討する。

猪名川 狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。

◆琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

宇治川 琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。

瀬田川 琵琶湖からの放流量を増大させるため、流堀から鹿渡深谷までの河床掘削を継続実施する。琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿渡深谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。

瀬田川流堀の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川流堀のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。

基礎原案

基礎原案	基礎案	意見書における記述
<p>1) <u>狭窄部上流の浸水被害の解消</u></p>	<p>1) <u>狭窄部上流の浸水被害の軽減</u></p>	<p>1) 狭窄部上流の浸水被害の解消 基礎原案に示された狭窄部は、いずれも「当面開削しない」としており、開削するかのような希望を与えてきたこれまでの姿勢を改めたことの意義は大きい。</p>
<p>①桂川 狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。保津峡上流の河川管理者である京都府と調整する。</p>	<p>①桂川 狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害軽減対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。保津峡上流の河川管理者である京都府と調整する。</p>	<p>①桂川 保津峡上流における浸水被害対策として「日吉ダムの治水機能強化の検討」が挙げられているが、大戸川ダムへの利水容量の振替を前提とする場合には、ダム事業の調査・検討が継続中で、検討結果によっては前提が崩れる可能性があるうえ、集水域・集水面積の差異などにより、同等の利水機能の振替になるかという問題がある。 したがって、当面は日吉ダム単独での治水強化を検討することを優先し、土地利用の規制・誘導などの流域対応も積極的に促進する必要がある。</p>
<p>②木津川上流 狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るため上野遊水地を継続実施する。遊水地内周囲堤の継続と遊水地機能を有するため、新たに越流堤、排水門、水路等を完成させる。 既往最大規模の洪水による浸水被害解消のため、川上ダム等流域内貯留施設について検討する。</p>	<p>②木津川上流 狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害軽減を図るため上野遊水地を継続実施するとともに、<u>越流堤の構造について詳細な検討を行う</u>。遊水地内周囲堤の継続と遊水地機能を有するため、新たに越流堤、排水門、水路、内水排除施設等を完成させる。 既往最大規模の洪水を対象に浸水被害軽減対策として川上ダム等流域内貯留施設について検討する。</p>	<p>②木津川上流 岩倉峡上流の上野地区における既往最大規模の洪水に対する浸水被害を解消するため、「上野遊水地」の継続実施と「川上ダム等流域貯留施設」の検討の2つが挙げられている。 上野遊水地については、越流堤高および越流堤長を変更することにより、遊水機能を増大できる可能性があり、遊水地計画の再検討が望まれる。 事業中の川上ダムは「調査・検討」とされており、事業の将来が不確定のため、<u>前提とできない。川上ダムの代替案について積極的に検討する必要がある。</u> なお、土地利用の規制・誘導などの流域対応も積極的に推進する必要がある。</p>

基礎原案	基礎案	意見書における記述
<p>(2)浸水被害の軽減</p> <p>1)狭窄部上流の浸水被害の解消</p> <p>狭窄部上流の浸水被害に対しては、下流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、<u>既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として狭窄部上流における対策を検討する。</u></p> <p>長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導等の実施が必要であるが、当面の被害軽減処置としては、既設ダムの治水強化、<u>並びに流域内貯留施設の整備を検討する。</u></p>	<p>(2)浸水被害の軽減</p> <p>1)狭窄部上流の浸水被害の軽減</p> <p>狭窄部上流の浸水被害に対しては、下流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水を対象に狭窄部上流における対策を検討する。</p> <p>長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導等の実施が必要であるが、当面の被害軽減処置としては、既設ダムの治水強化、<u>並びに流域内貯留施設の整備を検討する。</u></p>	<p>(2) 浸水被害の軽減</p> <p>1)狭窄部上流の浸水被害の解消</p> <p>これまでの河川整備の考え方では、下流の治水安全度の確保を条件として、狭窄部の開削が取り上げられてきたが、この条件が満足される見通しが立たない現状では、地元で過度の期待をもたせるという弊害すら生じている。このため基礎原案で「狭窄部の開削は当面できない」と明記したことの意義は大きい。</p> <p><u>基礎原案では、狭窄部上流の対策の検討では「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標」とするとしているが、以下の2つの問題がある。</u></p> <p>第1は「計画高水」である。これまでの治水計画の経緯を振り返ると、大正から昭和の初期以降は計画高水として「既往最大洪水」が用いられていたが、昭和 39 年の河川法改正以降は、地域の社会的重要度を考慮した「確率洪水」を基準とする方式に改められ、現在に至っている。基礎原案では、「狭窄部の開削は当面できない」ことを根拠として、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目的としているが、概ね適切な選択として評価したい。ただし、既往最大洪水はこれまでの計画に用いられてきた確率洪水に比べると、総じて規模が小さいため、住民に不安を与えないように説明する必要がある。</p> <p><u>第2は「目標」である。「軽減」と「解消」には大きな開きがある。厳密にいえば、浸水被害の「解消」は不可能であり、われわれが実現できるのは「軽減」でしかない。対象期間での達成を重視するならば、目標とはいえ、軽減とするのがより適切である。</u></p> <p>基礎原案に示された狭窄部上流の対策にも次の2つの問題がある。</p> <p>第1は、浸水被害を軽減する土地利用誘導等の実施を「長期的には必要」としたことである。土地利用誘導は流域対応の「地域で守る」の主要事項であり、速やかな実施が望まれる。</p> <p>第2は、当面の被害軽減対策として挙げられた「既設ダムの治水強化」と「流域内貯留施設の整備」についてである。これらの対策に「事業中のダム」が関連する場合には、それらについての調査・検討が先行するため、その結論によって対策の検討内容を変える必要がある。</p>

■ 適切な水の利用のために：利水

基礎原案

- ① 利水者の水需要について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。
- ② 水需要の政策確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。
- ③ 既設ダム等の効果的運用による浸水対策を検討及び実施する。既存ダム等の連携操作により、さらに効率的な渇水対策を図る。
- ④ 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効果的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

等

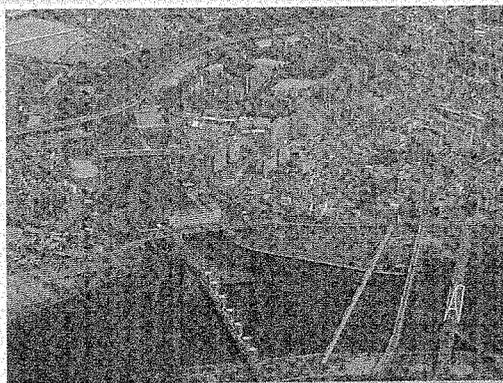
意見書

- ◆ 基礎原案では利水の基本的な考えとして「水需要の抑制」を取り入れており、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。←[重要な指標を欠落させている]〈資料-C2〉
- ◆ ただし、「水需要抑制」を行う理由が明確にされていない。水需要管理という新しい理念を具体化しようというのなら、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ことを明確にすることが望まれる。
- ◆ 利水については、河川管理者だけの責任ではないことは理解できるが、これまでの方法を見直し、新たな利水に展開することを期待する。←[が直接関係するものではないといえ、]

基礎原案

- ① 利水者の水需要について早急に精査確認し、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。
- ② 水需要の政策確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。
- ③ 既設ダム等の再編・効果的運用による浸水対策を検討及び実施する。既存ダム等の効果的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。
- ④ 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効果的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

等



淀川大堰・毛馬水門

利水 5章

基礎原案	基礎案	意見書における記述
<p>5.4 利水</p> <p>(1)利水者の水需要の精査確認</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件(内:慣行 49件) ・その他用水 15件 	<p>5.4 利水</p> <p>(1)利水者の水需要の精査確認</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について<u>早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</u></p> <p>淀川水系水利権数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件(内:慣行 48件) ・その他用水 15件 	<p>(1) 利水者の水需要の精査確認</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する」としているが、<u>次の2点においてきわめて不十分である。</u></p> <p>まず、その1は需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが<u>重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期である。基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえない。</u></p>
<p>(2)水利権の見直しと用途間転用</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。</p>	<p>(2)水利権の見直しと用途間転用</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取り組みを行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。</p> <p>なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、<u>地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。</u></p>	<p>(2) 水利権の見直しと用途間転用</p> <p>利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整するとしているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出根拠が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、<u>この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。</u></p> <p>なお、農業用水の慣行水利権を許可水利化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の非灌漑期をとおして通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用排水水路との間の生物の往来を保証するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。</p>

■ ダム計画について

基礎原案

- ①治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没に伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。
- ②他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。
- ③淀川水系の特性に鑑み、琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響、狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減、近年頻発している渇水に対する安全度の確保、既存ダム群の再編成について留意する。
- ④ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。

流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、その建設を全面的に否定するものではない。基礎原案において「他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と考える。ただし、「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠けているのは、適切とは言えない。←**〔重大な不備である。〕**

提言では、ダム建設を計画する者が情報公開と説明責任を果たさなければならない事項を指摘しているが、さらに次の事項についての説明が必要と考える。

意見書

環境面

基礎原案には、環境面での利点を挙げている部分があるが、その効果については論理性その他において疑問があり、かつ、ここには書かれていないさまざまな不可逆的な影響などもあるため、両者について最新の科学的知見も取り入れて、慎重に検討する必要がある。

←**〔「ダムによる環境振替」論をもって、〕**

治水面

下記の点を明らかにする必要がある。

- ◆既往最大規模の洪水を目標洪水に採択した理由は何か。
- ◆どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減しようとする場合でも、ダムが優位なのか。
- ◆河川対応と流域対応を併用する場合と比較しても、ダムが優位なのか。

←**〔当面対象とする洪水規模の〕**

←**〔計画高水として用いられる確率洪水は、その算定に用いられる計画規模(年超過確率)・引き伸し率・カバー率のそれぞれに曖昧さがあり、過大であるとの批判がある。〕**

←**〔堤防強化に比べ〕**

利水面

下記の点に疑問がある。

- ◆これからの利水に、新たな水資源開発が必要なのか。
- ◆新たな水資源開発の理由としている利水安全度低下の科学的根拠は何か。
- ◆例え容量が同じであっても、集水域が離れ、集水面積も異なるダム間で同等の利水機能の振替になるのか。

←**〔これまでの水需要予測は実績に比べて過大であり、水需要管理への転換が提言される状況のもとで。〕**

←**〔簡略化すべき〕**

ダム 4章

基礎原案	基礎案	意見書における記述
<p>4.7 ダム 4.7.1 ダム計画の方針</p> <p>(1) 治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。</p> <p>(2) <u>他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。</u></p> <p>(3) 淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項について留意する。 1) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響 2) 狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減 3) 近年頻発している渇水に対する安全度の確保 4) 既存ダム群の再編成</p> <p>(4) ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。</p>	<p>4.7 ダム 4.7.1 ダム計画の方針</p> <p>(1) 治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。</p> <p>(2) <u>他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。</u></p> <p>(3) 淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項について留意する。 1) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響 2) 狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減 3) 近年頻発している渇水に対する安全度の確保 4) 既存ダム群の再編成</p> <p>(4) ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。</p> <p style="text-align: center;">(変じらん！)</p>	<p>7.1.1 ダム計画の方針</p> <p>流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、その建設を全面的に否定するものではないが、とくに慎重な審議を重ねた結果、提言では、自然環境および地域社会へ及ぼす影響が大きいと、計画・工事中を含め、新たなダムは「原則として建設しない」とし、建設が容認されるのは「考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎる」とした。</p> <p>一方、基礎原案では、「ダムは、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」としながら、治水および利水面の有効性、維持流量の補給といった利点のほか、琵琶湖の水位調整に役立つという環境面での利点を新たに加え、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する」としている。</p> <p>この方針に見られるように、「他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と評価できるものの、「<u>妥当</u>」の判断のなかに、<u>提言に示した「社会的合意」が欠落していることは、重大な不備である。</u>また、一方の環境を改善するために他方の環境を犠牲にする「<u>環境振替</u>」が真の利点になるかについては議論の余地がある。</p> <p>提言では、ダム建設を計画する者の情報公開と説明責任を果たさなければならない事項を挙げたが、さらに次の事項についての説明が必要である。</p> <p>第1は「環境」である。「<u>環境振替</u>」の論拠の問題がある。</p> <p>基礎原案では、<u>ダム建設の目的に「環境面での利点」を新たに追加している。</u>例えば干潟問題にみられるように、ある場所での環境面のマイナスを、止むをえず別の場所でのプラスで補おうとすることはあったが、<u>既述のようにこの考え方には議論の余地があり、「一方(琵琶湖)の環境を改善するために、他方(丹生ダム)の環境を悪化させる」ことを利点とする論拠を示す必要がある。</u></p> <p>第2は「治水」である。「計画高水」と2つの「優位性」の問題がある。</p> <p>まず、計画高水として用いられる確率洪水は、その算定に用いられる計画規模(年超過確率)・引き伸ばし率・カバー率のそれぞれに曖昧さがあり、<u>過大であるとの批判がある。</u>一方、<u>既往最大洪水を用いると、曖昧さは解消されるが、偶然性に支配され、社会的重要な</u></p>

基礎原案	基礎案	意見書における記述
		<p>度などが無視される。計画高水としてこれら2種の洪水の特性ならびに当面对象とする洪水規模の採択理由を説明する必要がある。</p> <p>一つ目の優位性は、堤防強化とダムを比較した場合におけるものである。ダムの流量調節機能が発揮されるのは、集水域からの出水に対してのみであり、また計画降雨を超える場合には機能が低下する。どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減しようとする場合、ダム建設と堤防強化の優位性を比較する必要がある。</p> <p>また、二つ目の優位性は流域対応を併用した場合とダムを比較した場合におけるものである。これまでの治水は、河川の流下能力とダムの流量調節を主とした河川対応に重点をおいてきたが、河川対応に加えて、流域の遊水機能を強化するとともに被害ポテンシャルの低下をはかり、警戒・避難活動により人的被害の回避をはかる流域対応を併用した場合の優位性を比較する必要がある。</p> <p>第3は「利水」である。「必要性」「利水安全度評価」「利水振替」の問題がある。</p> <p><u>これまでの水需要予測は実績に比べて過大であり、水需要管理への転換が提言される状況のもとで、新たな水資源開発の必要性を説明する必要がある。</u></p> <p>基礎原案では、利水安全度評価の低下により、新たな水資源開発が必要としているが、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大が渇水の危険性を高める恐れがあるという科学的根拠を示す必要がある。</p> <p>ダムの治水機能を強化するため、利水容量を別のダムに振り替えることは、集水域が離れ、集水面積も異なるダムでは、例えば容量が同じであっても、降雨の状況によって同等の利水機能の振替になるとは限らない。利水振替の同等性について説明する必要がある。</p> <p>第4は「経済性」と「社会性」である。</p> <p><u>ダムの経済性を考える場合、ダム本体の建設・維持管理費のほか、水質改善などの環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費など、総合的なライフサイクルコストを考慮する必要がある、これらの点についての考え方を説明する必要がある。</u></p> <p>また、ダムは構想時から、用地買収、水没住宅の移転に伴う地域社会の崩壊、ダム建設をめぐる推進・反対の意見対立、などの社会的混乱を招きやすい。ダムが構想されるだけで、社会基盤の整備が放置され、河川整備がなござりにされる場合がある。ダム建設の如何に関わらず、これらの問題の解決策を明示する必要がある。</p>

基礎原案	基礎案	意見書における記述
<p>(3)川上ダム</p> <p>1) 狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水による岩倉峡上流上野地区の浸水被害を解消するには、上野遊水地と新たな貯留施設が必要である。</p> <p>2) 新たな貯留施設として遊水地の掘削拡大案等について検討したが、多数の地権者の合意を得ることは実態として不可能であり、早期の浸水被害軽減対策としては現実的に実行可能な方策として川上ダム建設が有効である。</p> <p>3) なお、川上ダムは、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。</p> <p>川上ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。</p> <p>2) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。</p> <p>3) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</p> <p>4) 利水について、水需要の精査確認を行う。</p>	<p>(3)川上ダム</p> <p>1) 狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水を対象に岩倉峡上流上野地区の浸水被害を軽減するには、上野遊水地と新たな貯留施設が有効である。</p> <p>2) 新たな貯留施設として遊水地の掘削拡大案等について検討したが、多数の地権者の合意を得ることは実態として不可能であり、早期の浸水被害軽減対策としては現実的に実行可能な方策として川上ダム建設が有効である。</p> <p>3) なお、川上ダムは、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。</p> <p>川上ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>1) 代替案に関して、さらに詳細な検討を行う。</p> <p>2) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。</p> <p>3) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</p> <p>4) 利水について、水需要の精査確認を行う。</p>	<p>(3) 川上ダム</p> <p>基礎原案によると、川上ダムの建設の利点として「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」と「下流部における浸水被害の軽減」の2つが挙げられている。</p> <p>「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」については、川上ダムに治水上の効果は認められるものの、川上ダムの集水域は上野地区のその一部に過ぎず、効果は限定的である。また、計画高水より大きな規模の洪水に対して、ダムの治水機能は低下することを考慮しておく必要がある。</p> <p>なお、これまでの淀川水系の河川整備では、計画高水として「確率洪水」が採用されてきたが、基礎原案では「既往最大規模の洪水」を対象としている。既往最大規模の洪水を選択したことについては、「選択理由」、「確率洪水との関係」、「これまでの計画あるいは他水系の計画との整合性」を明らかにする必要がある。</p> <p>また、「下流部における浸水被害の軽減」については、どの程度浸水被害を軽減できるかが不明確である。</p> <p>代替案については、基礎原案に示された「遊水地の掘削拡大案」のほか、「越流堤高・長の変更」などについて再検討するとともに、新たな遊水地・放水路などについても検討する必要がある。また、土地利用の規制・誘導などの流域対応についてもより積極的な検討が必要である。</p> <p>なお、川上ダムの環境面への影響は重大である。ダムの貯水域は多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境に恵まれており、オオサンショウウオの保護増殖が実施されるなど、環境を考慮しようという姿勢が見られるものの、生態系全体の保全が必要である。</p>

社会・経済面

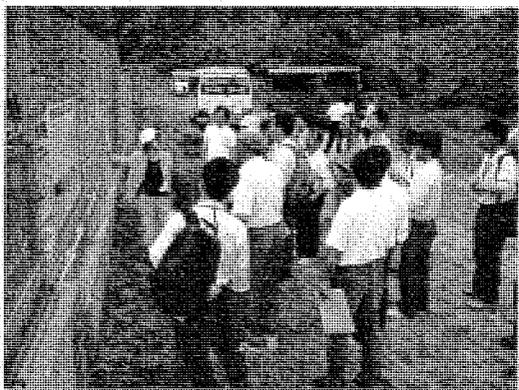
- ◆総合的なライフサイクルコストの考慮：例えば、ダム本体の建設・維持管理費に加えて水質改善などの環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費等の考慮が必要である。
- ◆社会的問題の解決策：ダムの構想による社会的混乱、社会基盤や河川整備の遅れ等については、事業中のダムの見直し結果のいかんにかかわらず、問題の早期解決を図るべきである。

なお、事業中のダムについては、治水面で一定の有効性が認められるものの、建設に伴う自然環境への影響が懸念される。さらに、ダムの有効性として新たに追加された「環境振替」ならびに「利水振替」については、論理性ならびに同等性に問題がある。したがって、事業中のダムについては、いずれも中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である。

基礎案

- ①治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没に伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。
- ②他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。
- ③淀川水系の特性に鑑み、琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響、狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減、近年頻発している渇水に対する安全度の確保、既存ダム群の再編成について留意する。
- ④ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。

↑〔何ら変更なく、意見書無視である。〕



前深瀬川オオサンショウウオ保護池（視察）



丹生ダム建設予定地（視察）

『基本高水 偽造』

= 川上ダムの怪しさ =

06.6.29

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

ここに取り上げるのは、事業中再評価（見直し）対象である川上ダムの治水計画検討により捏造された、「川上ダム基本高水量」である。

ピーク流水 $1.100 \text{ m}^3/\text{s}$ と唱えてきた河川管理者に対し、3度にわたり「懐疑発言」を繰り返して来たものの、河川管理者側から説明もなく、隠したがつている態度が感じられたので、昨年10月27日を起点として「検討資料類」の提供を求めて来た。しかるに不透明な「トライ回し」などを経て、ようやく今年3月末日に「情報公開法」に基づく開示となった。5ヶ月も待たされたのである。（この件に関しては、別途経緯を踏まえ批判を加えるつもりでいる。）

開示されたのは、「川上ダム治水水利計画検討調査報告書（治水計画編）平成3年3月 水資源開発公団 川上ダム調査所」と「木津川上流高水検討資料（流域平均雨量）」で、前者はコンサル名を表示していなかったが八千代エンジニアリングであろう。後者は〈資料 C〉がその表紙で、木津川上流河川事務所調査課製（それも最近製である事は、筆者とのやり取りを反映しているので確信できる。）なのであろう。これは前者擁護の為に辻褄合せの捏造を試みている。

この意見書は前者資料すべての分析批判を行うものではなく、はじめに述べたように「川上ダム基本高水量の捏造」に限る。これの根幹をなすのが、実績雨量である。これが先ず捏造されれば、「ナニヲカイワシヤ」どうしようもないのだ。〈資料 A〉の最後、表-4.13中のダムサイトの実績雨量で1028洪水を見て頂きたい。421m/mとなっている。実際はどうであったか。近畿地整の降水データなど〈資料 F〉〈資料 G〉を見て頂こう。このような実績雨量の中から、いかにすれば421m/mもの雨量が導けるのか、〈資料 G〉の右下隅に流域平均雨量として、川上ダム上流域（2日間総雨量344mm）とチャンと記してあるではないか。[$421 - 344 = 77 \text{ (m/m)}$ $77 \div 344 = 0.224$] 77m/mの嵩上げ、22%強の水増しをやっている。これはその他の降雨に共通しており、ここでは5915洪水だけを例として挙げておこう。〈資料 H〉〈資料 I〉

これも[$354.2 - 312 = 42.2 \text{ (m/m)}$ $42.2 \div 312 = 0.135$]と42.2m/mの嵩上げ、13.5%の水増しであり、この雨量数値はガンベル法で2日雨量の超過確率を求めるに当り、重要な引き上げ役を果たしていた。これらの細工の数々により、〈資料 E〉にある「川上ダム ハイドログラフ」が示すように、5817洪水の実績雨量を、1.77倍に引伸ばした「時間雨量」

を使って計算した「洪水追跡計算表」で求めたとする基本高水の姿なのであるが、先に指摘したように、「実績雨量」が嘘なのであるから、「ハイドログラフ = 基本高水」も単に嘘であり、虚構の存在でしかない。今後、河川管理者はどうするつもりか。謙虚に全てを見直し、過大に上げた「川上ダム基本高水」を正当なものに改め、流域住民に謝罪しなければなるまい。川上ダムの治水計画検討に、「時間雨量資料」も付帯しておらず、「超過確率判断ガンベルグラフ」に洪水名もつけておらず、「確信犯的基本高水偽造」として責任は重い。

2-3 川上ダム治水計画

① 流域面積

流域面積は54.7km²である。図-4.8に流域図を示す。

② 流域分割および定数

川上ダム治水計画における流域分割および定数は、図-4.6、表-4.1

1および表-4.12の値を用いる。

③ 計画規模

計画規模は、流域の規模および重要度を考慮して次のように定める。

- ダムサイト —— 超過確率1/100

基準点：ダムサイト 流域面積 54.7km²

- 木津川上流 —— 超過確率1/100

基準点：島ヶ原 流域面積 525.0 km²

④ 計画降雨

計画降雨は、淀川水系工事实施基本計画で採用されている著名8洪水の実績降雨を基準点の所定超過確率2日雨量に引き伸ばして用いる。

基準点の所定超過確率2日雨量は、Gumbel法により求める。(図-4.9~図-4.10参照)

各基準点の実績降雨、降雨倍率を整理し、以下に示す。

表-4.13 基準点の実績雨量、確率2日雨量および降雨倍率

	計 画 規 模	2日 雨 量	洪 水 名	5313	5615	5817	5907	5915	6016	1028	6524
ダ サ イ ム ト	1/100	mm 420	実績雨量	303	260	237	321	354	118	421	240
			降雨倍率	1.38	1.62	1.77	1.31	1.19	3.55	1.00	1.75
島 ヶ 原	1/100	mm 376	実績雨量	291	207	238	301	307	146	348	223
			降雨倍率	1.29	1.82	1.58	1.25	1.22	2.58	1.08	1.69

表-4. 14 ダムサイト1/100 計算結果

ダム名	項目	5313	5615	☆☆ 5817	5907	5915	6016	1028	☆ 6524	計画高水流量 と計画外容量
川上ダム 一定量放流方式 Q ₁ =150 Q ₂ =150	降雨倍率	1.38	1.62	1.77	1.31	1.19	3.55	1.00	1.75	
	38 ピーク流入量 m ³ /s	755	725	1,086 ** (≒1,100)	658	576	761	814	1,123 *	1,100
	39 ピーク放流量 m ³ /s	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	V _{net} (10 ³ m ³)	9,160	9,690 **	7,190	4,260	9,270	5,590	9,030	12,050 * (≒12,100)	12,100
	V _{gross} (10 ³ m ³)	11,000	11,630 **	8,630	5,120	11,130	6,710	10,840	14,460 * (≒14,500)	14,500

凡例

- ☆ : ダムサイト1/100 容量第1位洪水 (ダム容量決定洪水)
- ☆☆ : " ピーク流入量第2位洪水 (洪水調節計画決定洪水)
- * : 第1位洪水
- ** : 第2位洪水
- () : 今回採用した計画値
- Q₁ : カット開始流量 (m³/s)
- Q₂ : ピーク放流量 (m³/s)

702-4/11
-70-

資料-B

木津川上流高水検討資料(流域平均雨量)

洪水名

昭和28年13号台風型(5313型)
昭和31年15号台風型(5615型)
昭和33年17号台風型(5817型)
昭和34年 7号台風型(5907型)
昭和34年15号台風型(5915型)
昭和35年16号台風型(6016型)
昭和36年10月豪雨型(1028型)
昭和40年24号台風型(6524型)

*流域番号=8が川上ダム上流域(前深瀬川流域)を示しています。

洪水名 : 1028 型 ケ-ズ= 7 倍率 1.00

雨量 (mm/hr)

流域番号= 8 総雨量= 421.2

月日	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1026	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.70	0.90	3.60
1026	4.70	2.60	5.50	6.10	1.80	<u>1.30</u>	4.30	9.40	7.00	11.40	5.50	0.10
1027	0.20	0.70	0.20	5.50	0.60	0.00	6.70	4.00	2.70	3.60	10.90	18.80
1027	7.30	7.40	8.00	7.80	10.20	57.10	63.20	29.20	29.20	26.70	26.70	14.60
1028	7.30	0.20	4.60	0.60	1.20	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1028	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

流域番号= 9 総雨量= 421.7

月日	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1026	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.70	0.90	3.60
1026	4.70	2.60	5.50	6.10	1.80	<u>1.80</u>	4.30	9.40	7.00	11.40	5.50	0.10
1027	0.20	0.70	0.20	5.50	0.60	0.00	6.70	4.00	2.70	3.60	10.90	18.80
1027	7.30	7.40	8.00	7.80	10.20	57.10	63.20	29.20	29.20	26.70	26.70	14.60
1028	7.30	0.20	4.60	0.60	1.20	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1028	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

[誤って打ちまけがそのまま表示している]

流域番号= 10 総雨量= 405.2

月日	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1026	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.40	4.00	7.10
1026	3.70	6.50	7.70	15.00	8.60	5.10	9.40	11.20	15.60	13.70	17.60	3.30
1027	0.70	2.10	0.70	3.20	0.20	2.90	3.20	6.00	10.30	10.40	13.00	15.90
1027	17.50	14.50	8.20	9.50	10.60	16.40	22.50	22.40	27.90	20.50	15.30	9.40
1028	5.00	3.30	1.20	0.20	1.20	0.30	0.50	0.60	0.10	0.10	0.10	0.10
1028	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

流域番号= 11 総雨量= 295.8

月日	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1026	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	1.30	2.80
1026	1.30	2.00	3.10	6.20	3.30	2.80	3.70	4.20	7.40	5.70	10.80	2.50
1027	1.10	1.70	1.00	1.30	0.00	3.70	2.50	3.20	4.30	4.30	8.10	8.60
1027	10.10	8.90	4.10	6.90	7.00	21.80	30.40	19.20	27.90	19.70	19.50	12.00
1028	5.30	2.90	1.10	0.00	1.10	0.20	0.20	0.20	0.00	0.10	0.10	0.00
1028	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

2-5 洪水調節計画図

川上ダムにおける洪水調節計画図を以下に示す。

川上ダムハイドログラフ

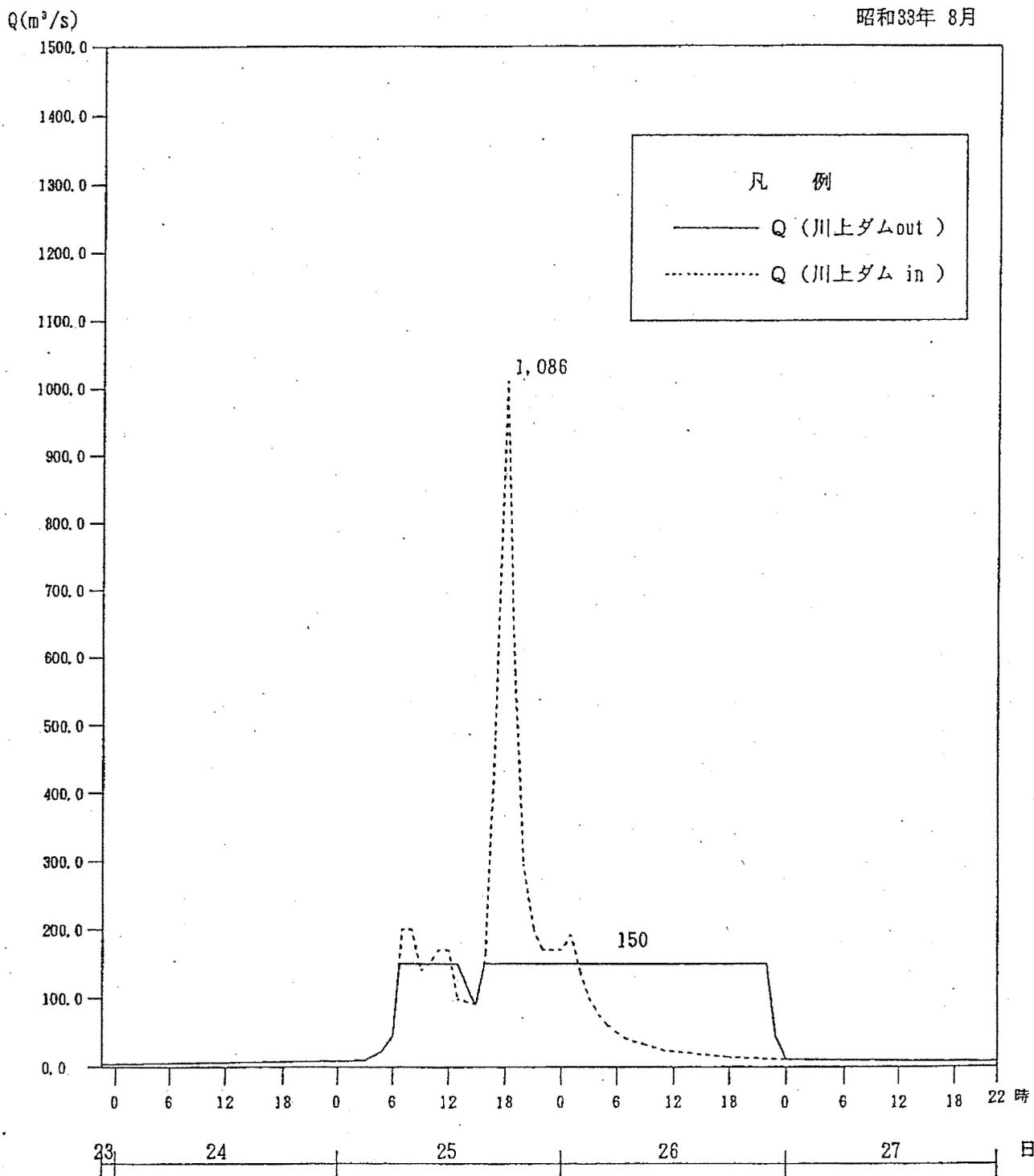


図-4. 1 2 洪水調節計画図 (川上ダムサイト 1/100 5817型 1.77倍)

1028

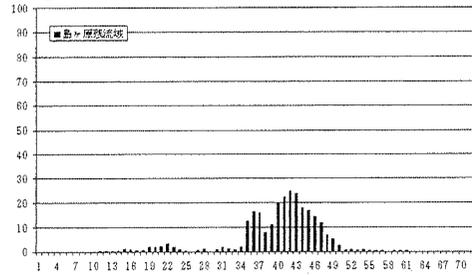
阿保

1	0	59	0
2	0	60	0
3	0	61	0
4	0	62	0
5	0	63	0
6	0	64	0
7	0	65	0
8	0	66	0
9	0.2	67	0
10	0.6	68	0
11	0.7	69	0
12	3	70	0
13	3.9	71	0
14	2.1	72	0
15	4.5		
16	5	347.2	
17	1.5		
18	1.5		
19	3.5		
20	7.7		
21	5.8		
22	9.4		
23	4.5		
24	0.1		
25	0.2		
26	0.6		
27	0.2		
28	4.5		
29	0.5		
30	0		
31	5.5		
32	3.3		
33	2.2		
34	3		
35	9		
36	15.5		
37	6		
38	6.1		
39	6.6		
40	6.4		
41	8.4		
42	47		
43	52		
44	24		
45	24		
46	22		
47	22		
48	12		
49	6		
50	0.2		
51	3.8		
52	0.5		
53	1		
54	0.7		
55	0		
56	0		
57	0		
58	0		

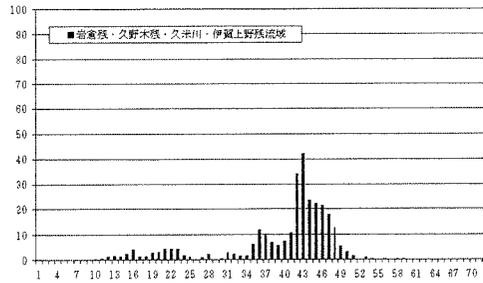


流域平均雨量 (昭和36年豪雨型:1028洪水)

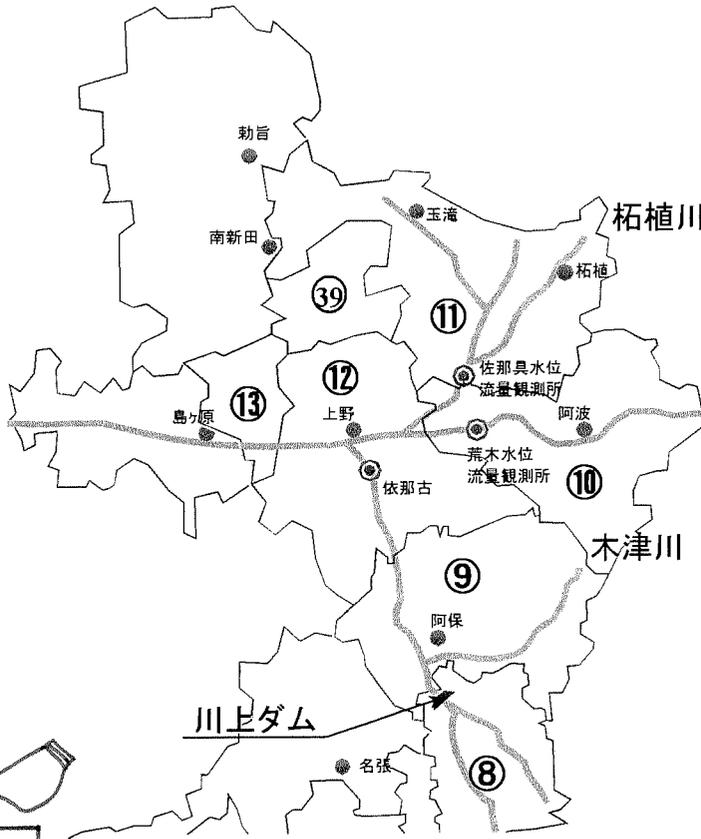
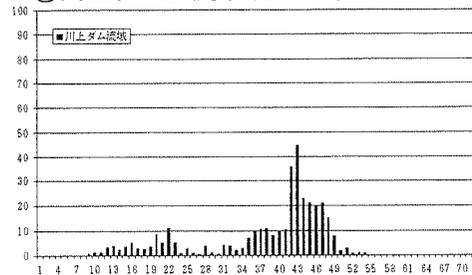
⑬ 島ヶ原残流域 (2日間総雨量262mm)



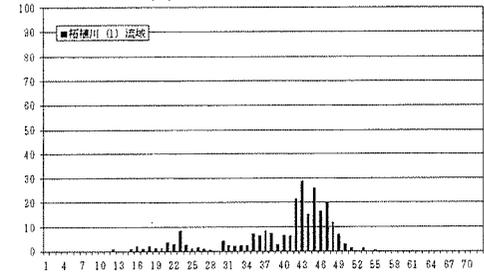
⑫ 岩倉残・久野木残・久米川・伊賀上野残流域 (2日間総雨量296mm)



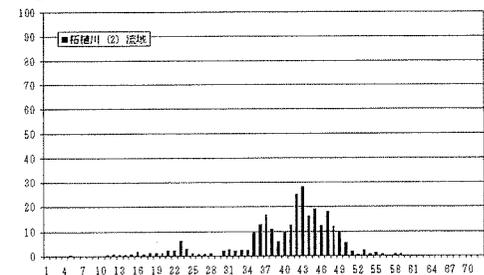
⑧ 川上ダム上流域 (2日間総雨量344mm)



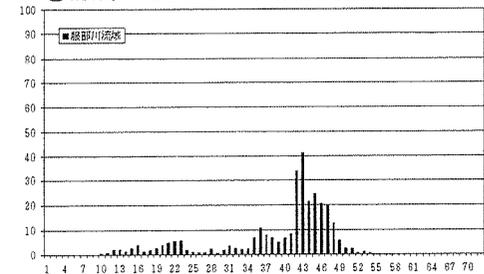
⑪ 柘植川(1)流域 (2日間総雨量240mm)



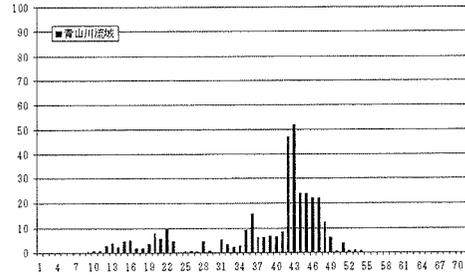
③⑨ 柘植川(2)流域 (2日間総雨量265mm)



⑩ 服部川流域 (2日間総雨量292mm)



⑨ 青山川流域 (2日間総雨量348mm)



5915
阿保
1 0
2 0
3 0
4 7.4
5 0.5
6 0.5
7 2.6
8 6
9 11
10 9
11 3
12 0.7
13 0.8
14 0.5
15 6.5
16 1
17 2.7
18 0.8
19 0.4
20 3.2
21 2.4
22 8.5
23 3
24 3.7
25 1.6
26 3.4
27 6.8
28 14
29 30
30 33.5
31 20.5
32 19
33 11
34 26
35 30
36 7
37 12
38 9
39 2
40 0.2
41 0
42 0
43 0
44 0
45 0
46 0
47 0
48 0

300.2

木津川上流高水検討資料(流域平均雨量)

洪水名 : 5915 型 ケース= 5 倍率 1.00

雨量 (mm/hr)

流域番号= 8 総雨量= 354.2

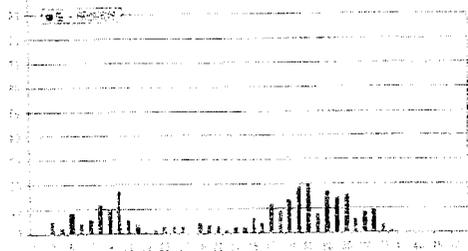
月日	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
924	0.00											
925	0.00	0.00	0.00	8.70	0.60	0.60	3.10	7.10	13.00	10.60	3.50	0.80
925	0.90	0.60	7.70	1.20	3.20	0.90	0.50	3.80	2.80	10.00	3.50	4.40
926	1.90	4.00	8.00	16.50	35.40	39.50	24.20	22.40	13.00	30.70	35.40	8.30
926	14.20	10.60	2.40	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

流域番号= 9 総雨量= 354.2

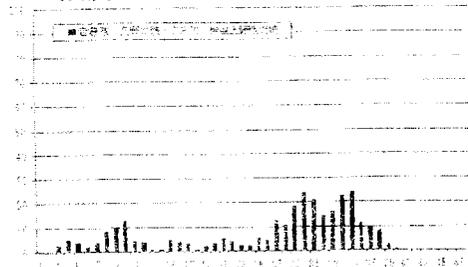
月日	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
924	0.00											
925	0.00	0.00	0.00	8.70	0.60	0.60	3.10	7.10	13.00	10.60	3.50	0.80
925	0.90	0.60	7.70	1.20	3.20	0.90	0.50	3.80	2.80	10.00	3.50	4.40
926	1.90	4.00	8.00	16.50	35.40	39.50	24.20	22.40	13.00	30.70	35.40	8.30
926	14.20	10.60	2.40	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

流域平均雨量 (昭和34年15号台風:5915洪水)

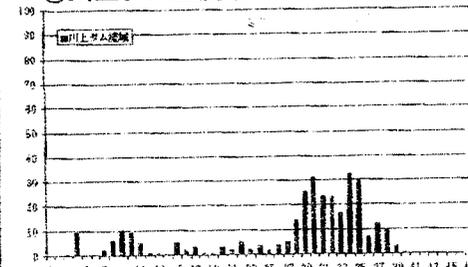
⑬島ヶ原残流域(2日間総雨量262mm)



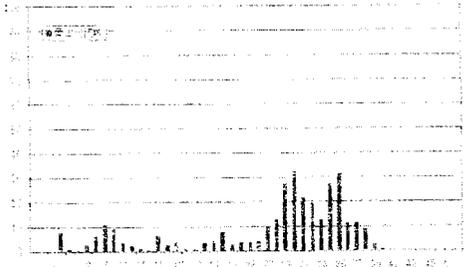
⑫岩倉残・久野木残・久米川・伊賀上野残流域(2日間総雨量294mm)



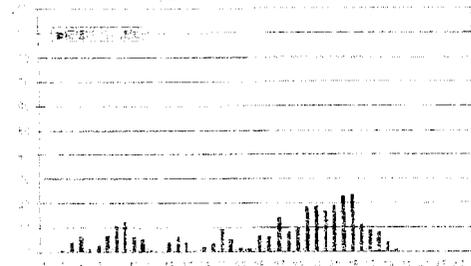
⑧川上ダム上流域(2日間総雨量312mm)



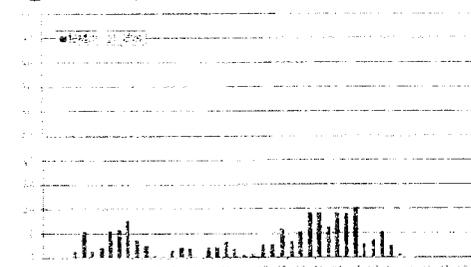
⑨青山川流域(2日間総雨量314mm)



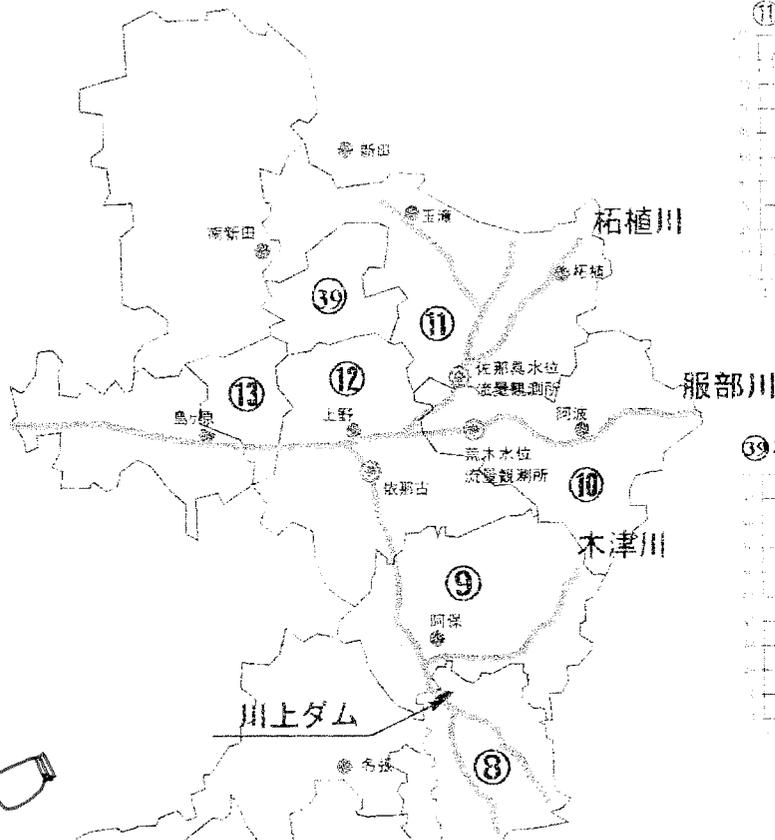
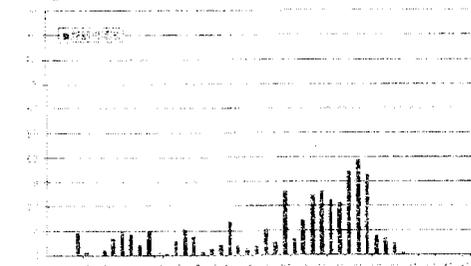
⑪柘植川(1)流域(2日間総雨量289mm)



⑩柘植川(2)流域(2日間総雨量270mm)



⑩服部川流域(2日間総雨量386mm)



淀川水系流域委員会 様

伊賀・水と緑の会 代表 森本 博

2006年6月20日

最終意見書への要望（利水についての集中審議）

淀川水系流域委員会が設置され、5年余の歳月が経過しました。改正された河川法（1997）の趣旨に基づき、新しい河川整備計画の策定に関して淀川水系流域委員会のご審議の内容を尊重され、また流域住民の声の反映を生かした河川整備計画が打ち出される時期となっております。

2007年度（平成19年度）ダム建設計画と国家予算の方向付けが決定していく大切な時でもあります。2006年7月1日（近畿地方整備局）の方針の見直しが必要です。

新河川整備方針並びに河川整備計画の策定については、国土交通省で検討が進められていると聞きます。併せてダム規模の見直し、事業費の確定が国土交通省よりいよいよ提示される時期になります。

私たちの会（伊賀・水と緑の会）としてどうしても納得できないことは、川上ダム建設の目的の一つに、現在では伊賀市の水道水の不足と現在ある水源取水施設の老朽化という説明です。川上ダム建設の必要性を強調しているのは今や地元伊賀市長・伊賀市水道管理者・三重県企業庁だけです。

淀川水系流域委員会は、この行政責任者の出席を求め、自然環境・費用対効果・事業費の分担など詳細なデータの提出要請や自然環境を破壊してまでダム建設の必要性等納得できる意見と後世に伝えることのできる意見をお聞きして欲しいのです。

三重県知事を始め行政責任者は、代替案を真剣に検討した形跡がありません。

これらを基に再審議を利水に絞りお願いしたく要望いたします。

「川上ダム自然環境保全委員会」「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」「川上ダム希少猛禽類保全検討会」などは、どの委員会も川上ダム建設を前提とするものであることはご承知のことと思いますが、この審議内容（議事録・提出資料）などもすでに淀川水系流域委員会に提出されている筈です。

淀川水系流域委員会とこの委員会・検討会との整合性と合意形成を諮っていただき、公表を国土交通省よりすると約束したことについて最終意見書に意見を述べていただくようお願いします。

第51回淀川水系流域委員会に私たち流域住民は大きな期待を抱いています。
今こそ淀川水系流域委員会の纏められた『提言』の精神を発揮してください。

流域委員会の本サイトを興味深く拝読しております。気づいた点がございましたので、以下に意見を述べます。

著作物の利用について

「一般からのご意見」の別紙資料で、新聞記事を掲載されている資料がいくつか見受けられます。これら新聞記事の転載に際して、著作権者である報道機関各社、および記名投稿記事の掲載の際の著者からの著作物利用許諾は得ておられるのでしょうか？

利用許諾を得ておられるならば、その旨を併記する必要があるでしょうし、もし、許諾なしで掲載されておられるならば、所定の手続きを踏むべきだと考えます。

些細なことかもしれませんが、行政機関が運営する委員会の公式サイトでもありますので、ご検討のうえ、善処いただけますようお願いいたします。